

入札及び契約に関する留意事項(令和8年4月1日改正)

- この入札に参加する方は、下記の留意事項を必ずお読みください。
ただし、「第1 建設工事について」のうち、「2 価格据置型総合評価落札方式について」は、公告において「価格据置型総合評価落札方式」による入札であることが明示されている場合の留意事項です。
- それぞれの留意事項の※に示した要領等は農林基盤局農地部農林総務課のホームページに掲載していますのでご確認ください。
- 不明な点がある場合は、農林基盤局農地部農林総務課経理・契約グループ(052-954-6394)までお問い合わせください。

記

第1 建設工事について

1 建設業者の社会保険等未加入対策の強化について

※ 参考『建設業者の社会保険等未加入対策の運用について』

(令和4年4月1日改正)

※ 参考『社会保険等未加入対策に関する想定問答』

(平成30年4月1日作成)

- (1) 社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。
ただし、請負者が未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情を有すると県が認める場合は、当該未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることができます。
この場合、当該未加入建設業者は未加入の社会保険等に関する届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類を1か月以内に、請負者を通じて発注者へ提出しなければなりません。
- (2) 社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とすることはできません。
ただし、請負者が未加入建設業者を二次以下の下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情を有すると県が認める場合、又は、請負者が当該未加入建設業者に対して社会保険等に参加するように指導を行い、当該業者が社会保険等に関する届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類が1か月以内に、請負者を通じて発注者へ提出された場合を除きます。
- (3) 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出をしていない建設業者をいいます。(社会保険等が適用除外となる建設業者は、そもそも加入義務がないことから今回の対策の対象とはなりません。)

(4) (1)に違反した場合は、請負者に対して、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る最終請負代金の額の10%を制裁金として請求します。

また、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づき、請負者を指名停止にするとともに、工事成績評定を減点します。

一次下請業者に関しては、建設業担当部局である愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課へ、社会保険等未加入建設業者である旨の報告をします。

(5) (2)に違反した場合は、二次以下の下請負人に関しては、建設業担当部局である愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課へ報告します。

2 価格据置型総合評価落札方式について

※ 参考『愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領』

(令和8年4月改正)

※ 参考『愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領』

(令和8年4月1日改正)

(1) 価格据置型総合評価落札方式は、据置価格を下回る入札については、入札価格にかえて据置価格(税抜き)を代入して評価値を算出し、評価値が最も高い入札参加者と契約する方式です。

(2) 据置価格は「愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領」第3条に定める基準価格とします(WTO 対象工事を除く)。例えば一般土木工事の場合は次の算定式により得られる額()内の合計に1万円未満の端数がある場合は1万円未満の端数は切り捨て)です。

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68) \\ & \times 1.10 \end{aligned}$$

その他の工種については、「愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領」を確認してください。

なお、基準価格の算定範囲は、予定価格の75%～92%の範囲です。

(3) 据置価格(税抜き)を下回る入札をした参加者が落札候補者となった場合は、「愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領」により調査を実施します。

(4) 据置価格(税抜き)を下回る入札をした参加者が低入札価格調査を経て落札者となった場合は、入札価格が契約金額となります。

3 低入札価格調査制度について

※ 参考『愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領』

(令和8年4月1日改正)

- (1) 建設工事に係る低入札価格調査制度における「基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定式は、次のとおりです。

	基準価格(税抜き)・最低制限価格(税抜き)	
(例) 一般土木工事	直接工事費 $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ 現場管理費 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$	の合計
(例) 機械設備工事	機器単体費 $\times 0.92$ 直接工事費 $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ 現場管理費 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$	の合計

(注) 合計に1万円未満の端数がある場合は1万円未満の端数は切り捨て。

その他の工種については、「愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領」を確認してください。

算定式により算出した額が、予定価格(税抜き)の92%を超える場合は92%に相当する額(1万円未満の端数切捨)、また75%を下回る場合には75%に相当する額(1万円未満の端数切上)が、「基準価格」または「最低制限価格」となります。

- (2) 総合評価落札方式を採用する工事については、最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度を適用します。
- (3) 低入札価格調査制度における基準価格(税抜き)は、所定の算定式により得られた価格の1万円未満の端数を切り捨てます。
- (4) 最低制限価格(税抜き)についても、基準価格と同様に1万円未満の端数を切り捨てます。
- (5) 低入札価格調査制度における失格判断基準についても、基準価格と同様に1万円未満の端数を切り捨てます。

また、建設工事の失格判断基準については、例えば一般土木工事では、入札価格の内訳が次表のどれか一つでも下回った場合は失格となります(設備工事等、他の工種においても同様に判断します。詳細については『愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領』を参照してください。)

	失格判断基準 (工事の失格判断基準は常に税抜きで判断)
(例) 一般土木工事	直接工事費×0.9 又は 共通仮設費×0.8 又は 現場管理費×0.8 又は 一般管理費等×0.3

(注) 「直接工事費×0.9」に1万円未満の端数がある場合は1万円未満の端数は切り捨て。
「共通仮設費×0.8」、「現場管理費×0.8」、「一般管理費等×0.3」も同様。

(6) 低入札価格調査に際し、落札候補者が作成する調査資料の記載事項として、次の2点についても説明を求めます。

- ① 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく基本方針では、ダンピング受注は、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがあるとされたことから、入札価格において適正な利潤が確保できるとする理由
- ② 過去の農業水産局及び農林基盤局(旧農林水産部を含む)の低入札価格調査を経て契約した工事において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領による安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故又は工事関係者事故を要件とする指名停止を受けた経歴(過去10年間)がある場合は、同様な事故の再発防止に向け安全管理面で配慮している点

4 契約約款について

※ 参考『愛知県公共工事請負契約約款』

(令和8年4月1日改正)

契約約款は、愛知県のウェブページに掲載しています。

5 入札時における工事費内訳書の提出について

(令和8年2月16日改正)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法)」により、公共工事の入札の際の工事費内訳書の提出が義務付けられましたので、工事費内訳書が提出されない入札や工事費内訳書の記載内容に不備がある入札は、原則として、無効とします。

【 記載内容に不備がある場合の例 】

- ・ 提出者名の誤記、未記入
- ・ 工事件名の誤記、未記入
- ・ 内訳書内の著しい計算誤り

- ・ 入札金額と内訳書の工事価格との著しい相違
- ・ 端数処理等に起因する、入札金額(工事価格)と内訳金額の積上げとの不一致
- ・ 複数欄の記入漏れによる、入札金額と内訳金額の積上げとの不一致

また、令和7年12月12日に施行された改正入札契約適正化法により、入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(建退共制度の掛金、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費)」を記載しなければならないこととされました。

そのため、令和8年2月16日以降に入札公告・指名通知を行う案件から、工事費内訳書の様式に上記の5項目を追加しておりますので、入札の際には必ず記載するようにしてください。

詳細は、以下の Web ページをご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/>

6 あいち電子調達共同システムにおける電子ファイルについて

(1) ウィルス対策について

- ① システムの利用にあたり、コンピュータウィルスに感染しないよう必ずウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。
- ② ウィルス対策用のアプリケーションソフトは、常に最新のパターンファイルを適用し、ファイル送信する場合には必ずウィルス感染チェックを行ってください。

(2) 添付資料アプリケーション等

- ① システムの添付機能を利用して電子ファイル等を提出する場合は、ファイル容量は1 MB 以内とします。
- ② 添付する資料の作成に使用するアプリケーション及びファイル形式は以下のとおりとします。ただし、別途指定がある場合は、その定めに従ってください。

アプリケーション名	ファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	DOCX 形式(Word2007 以上)
Excel(Microsoft Corp.)	XLSX 形式(Excel2007 以上)
その他	PDF 形式 画像ファイル(JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル(ZIP 又は CAB 形式、ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めない。)

(注) あいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約を遵守すること。

7 建設工事等における保証証書等(契約保証及び前払金保証)の電子化について

(令和8年2月16日改正【農林総務課】)

- (1) 愛知県農林水産部門(農林基盤局及び農業水産局)では、建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、令和5年4月1日以降に公告・指名通知を行う契約から、保証事業会社が交付する電磁的記録による保証証書(電子証書)を可能としました。加えて、令和8年2月16日に行う契約からは、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券も電子証書での提出を可能とします(従前どおり、紙の保証証書等の提出も可能です。)
- (2) 対象とする保証証書
 - ・保証事業会社が交付する契約保証に係る保証証書
 - ・保証事業会社が交付する前払金保証に係る保証証書
 - ・保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券
- (3) 電子証書の提出を希望する場合は、発注者にご連絡ください。
 - ・契約保証の場合:落札決定後に発注者へ電話等により連絡
 - ・前払金保証の場合:前金払請求前に発注者へ電話等により連絡
- (4) 電子証書の申し込み等については、保証事業会社もしくは保険会社にお問い合わせください。

8 建設工事等の契約手続きにおける電子契約サービスの導入について

- (1) 農業水産局及び農林基盤局では、建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等の業務委託等における契約について、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)に対応しています。なお、従前どおり、紙の契約書による契約手続きも可能です。
- (2) 電子契約の対象案件については、公告・指名通知等をご確認ください。

9 技術者の配置について(令和7年12月22日追記)

- (1) 建設工事における配置技術者の専任要件等の考え方について
農林総務課の Web ページにてお知らせしていますので、ご覧ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/0000004051.html>
- (2) 主任(監理)技術者の兼務予定について
兼務届(予定)を提出していただきます。手続きについては、p.11～p.12 をご覧ください。
契約後に改めて該当する兼務届の提出が必要となります。
- (3) 同一の監理(主任)技術者による管理の承諾の取扱いについて
「監理技術者制度運用マニュアル」の令和4年12月23日改正に伴い、「同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる」とされています。
手続きについては、p.13～p.14 をご覧ください。
- (4) その他
令和7年12月22日から、これまで公告に添付していました建設業法等の法令や監理技術者制度運用マニュアルの規定等の記載の一部を省略しておりますのでご注意ください。
不明な点がありましたらご連絡ください。

第2 設計・測量・建設コンサルタント等の業務委託について

1 低入札価格調査制度について

※ 参考『愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領』

(令和8年4月1日改正)

- (1) 業務委託に係る低入札価格調査制度における「基準価格」及び「失格判断基準」並びに最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定式は以下のとおりです。

業種区分	基準価格（税抜き）・最低制限価格（税抜き） ①+②+③			失格判断基準（税抜き） ①+②+「左の③を置換えた額」
	①	②	③	
(例) 建設コンサル タント業務 (土木関係)	直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 70%	一般管理費等 × 50%

(注) ①から③の合計に1万円未満の端数がある場合は1万円未満の端数は切り捨て。

その他の業務については、「愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領」を確認してください。

算定式により算出した額が、予定価格(税抜き)の92%を超える場合は92%に相当する額(1万円未満の端数切捨)、また75%を下回る場合には75%に相当する額(1万円未満の端数切上)が、「基準価格」または「最低制限価格」となります。

- (2) 低入札価格調査制度における基準価格(税抜き)及び失格判断基準(税抜き)は、所定の算定式により得られた価格の1万円未満の端数を切り捨てます。
- (3) 最低制限価格(税抜き)についても、基準価格と同様に1万円未満の端数を切り捨てます。

2 契約約款について

※ 参考『愛知県公共土木設計業務等委託契約約款』等

(令和8年4月1日改正)

契約約款は、愛知県のウェブページに掲載しています。

3 入札時における委託費内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」により、公共工事の入札の際の工事費内訳書の提出が義務付けられましたので、業務委託においても同様に、委託費内訳書が提出されない入札や委託費内訳書の記載内容に不備がある入札は、原則として、無効とします。

【 記載内容に不備がある場合の例 】

- ・ 提出者名の誤記、未記入
- ・ 委託件名の誤記、未記入
- ・ 内訳書内の著しい計算誤り
- ・ 入札金額と内訳書の委託価格との著しい相違
- ・ 端数処理等に起因する、入札金額（委託価格）と内訳金額の積上げとの不一致
- ・ 複数欄の記入漏れによる、入札金額と内訳金額の積上げとの不一致

4 あいち電子調達共同システムにおける電子ファイルについて

(1) ウィルス対策について

- ① システムの利用にあたり、コンピュータウィルスに感染しないよう必ずウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。
- ② ウィルス対策用のアプリケーションソフトは、常に最新のパターンファイルを適用し、ファイル送信する場合には必ずウィルス感染チェックを行ってください。

(2) 添付資料アプリケーション等

- ① システムの添付機能を利用して電子ファイル等を提出する場合は、ファイル容量は1 MB 以内とします。
- ② 添付する資料の作成に使用するアプリケーション及びファイル形式は以下のとおりとします。ただし、別途指定がある場合は、その定めに従ってください。

アプリケーション名	ファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	DOCX 形式(Word2007 以上)
Excel(Microsoft Corp.)	XLSX 形式(Excel2007 以上)
その他	PDF 形式 画像ファイル(JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル(ZIP 又は CAB 形式、ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めない。)

(注) あいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約を遵守すること。

5 建設工事等における保証証書等(契約保証及び前払金保証)の電子化について

(令和8年2月16日改正【農林総務課】)

- (1) 愛知県建設部門(建設局、都市・交通局及び建築局)では、建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、令和5年4月1日以降に公告・指名通知を行う契約から、保証事業会社が交付する電磁的記録による保証証書(電子証書)を可能としました。加えて、令和8年2月16日に行う契約からは、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券も電子証書での提出を可能とします(従前どおり、紙の保証証書等の提出も可能です。)
- (2) 対象とする保証証書
 - ・保証事業会社が交付する契約保証に係る保証証書
 - ・保証事業会社が交付する前払金保証に係る保証証書
 - ・保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券
- (3) 電子証書の提出を希望する場合は、発注者にご連絡ください。
 - ・契約保証の場合:落札決定後に発注者へ電話等により連絡
 - ・前払金保証の場合:前金払請求前に発注者へ電話等により連絡
- (4) 電子証書の申し込み等については、保証事業会社もしくは保険会社にお問い合わせください。

6 建設工事等の契約手続きにおける電子契約サービスについて

- (1) 農業水産局及び農林基盤局では、建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等の業務委託等における契約について、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)に対応しています。なお、従前どおり、紙の契約書による契約手続きも可能です。
- (2) 電子契約の対象案件については、公告・指名通知等をご確認ください。

主任（監理）技術者の「兼務届（予定）」の提出について

技術者の専任を要する工事で、配置予定の技術者を他の工事又は営業所技術者と兼務する予定がある場合は、一般競争入札においては事後審査に必要な資料として提出する際、指名競争入札においては入札書提出の際、次の「兼務届（予定）」のうち該当する様式をあわせて提出してください。また、各届出において添付を求める書類もあわせて提出してください。
様式は、農林総務課の Web ページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/0000004051.html>

【兼務届（予定）の各様式】

- ・主任技術者等兼務届（予定） 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号関係
- ・監理技術者兼務届（予定） 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号関係
- ・主任技術者等兼務届（予定） 建設業法第 26 条の 5 関係
- ・主任技術者兼務届（予定） 建設業法施行令第 27 条第 2 項関係

※配置技術者の専任要件等の考え方については、農林総務課の Web ページを参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/0000004051.html>

1 趣旨

「兼務届（予定）」は、主任技術者又は監理技術者の兼務予定について確認するため、事前に報告をお願いするものです。

※ 兼務の予定がない場合、あるいは兼務させる双方の工事がともに専任を要しない工事である場合は、提出の必要はありません。

※ 契約後に改めて「主任技術者兼務届」、「主任技術者等兼務届」又は「監理技術者兼務届」の提出が必要となります。

2 提出方法

(1) 一般競争入札の場合

事後審査に必要な書類として提出期間内に提出してください。

(2) 指名競争入札の場合

電子入札システム（CALS／EC）による入札書提出の際に、別に添付をお願いしている工事費内訳書と合わせて、「内訳書追加」機能により送信してください。

※ 「内訳書追加」機能では、複数のファイルを添付することができないため、工事費内訳書と兼務届（予定）（※参考図面を含む。）をフォルダにまとめて保存し、フォルダ名を「内訳書（+兼務届）」としたうえで、zip 形式に圧縮して一つの添付ファイルとして送信してください。（圧縮フォルダの容量が 1 M B を超える場合は、参考図面を別途紙で提出してください。）

※ 電子入札システムを利用できない等の事情により、承認を受けて紙入札を行う場合は、入札書提出の前日（週休日等に当たる場合はその前の開庁日）午後 5 時までに、所管の農林水産事務所総務課経理グループ（本庁発注工事の場合は農林基盤局農地部農林総務課経理・契約グループ）に兼務届（予定）を提出してください。

同一の監理（主任）技術者による管理の承諾の取扱いについて

愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事（以下、「農林水産部門発注工事」という。）における「監理技術者制度運用マニュアルについて」に基づく同一の監理（主任）技術者による管理の承諾の取扱いについては、以下のとおりとします。

＜事後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式・価格競争）の場合＞

- ① 既契約工事と入札手続き中工事について、同一の監理（主任）技術者による管理を希望する場合は、発注機関に、事前確認をお願いします。
（※①の事前確認は、複数工事が同一の建築物又は連続する工作物であるかについて回答するもので、同一の技術者による管理を承諾するものではなく、事後審査において審査します。）
- ② ①で可とする場合は、事後審査資料に記載例（記載例は、＜様式・記載例のダウンロード＞を参照。）を参考に、同一の監理（主任）技術者により管理することを希望する旨を記入してください。
- ③ 落札決定となった場合、「同一監理（主任）技術者承諾書」（監理技術者制度運用マニュアルに規定する「書面による承諾」に該当。）を通知します。

＜指名競争入札の場合＞

- ① 既契約工事と入札手続き中工事について、同一の監理（主任）技術者による管理を希望する場合は、発注機関に、事前確認をお願いします。
（※①の事前確認は、複数工事が同一の建築物又は連続する工作物であるかについて回答するもので、配置技術者の要件を満たさない場合は認められません。）
- ② ①で可とする場合は、「同一監理（主任）技術者承諾願」を、工事費内訳書と合わせて、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により提出してください（工事費内訳書と「同一監理（主任）技術者承諾願」を zip ファイルとして 1 つにまとめて提出してください。）。
- ③ 落札決定を行い、「同一監理（主任）技術者承諾書」（監理技術者制度運用マニュアルに規定する「書面による承諾」に該当。）を通知します。

＜その他＞

農林水産部門発注工事とそれ以外の発注機関の工事について、同一の監理（主任）技

術者による管理を希望する場合は、各発注機関に事前にお問い合わせください。

その他、技術者制度全般に係る問合せについては、次の連絡先にご連絡ください。

担当 農林総務課農林技術管理室工事検査グループ

電話 052-954-6400（農業土木）、6399（森林土木）

<様式・記載例のダウンロード>

○農林総務課 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/0000004051.html>